

鳥取県障がい者雇用に取り組む企業等向け テレワーク導入支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業に着手しようとする日の30日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができません。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の審査、現地調査等を行い、対象事業が適正に遂行されていることを確認の上、補助金の交付決定額を確定します。「額の確定通知書」をお送りしますので、口座振込依頼書を提出してください。2週間程度で指定口座にお支払いします。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7693 ・ ファクシミリ 0857-26-8169
koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp